

3月31日  
締切

# 結婚・パートナーシップにおける 新生活支援事業補助金の申請はお済みですか？

問 政策企画課 政策企画係 ⑯番窓口 TEL63-2552

新生活を始めるために必要となる引越し費用、住居費をサポートするための補助金の申請は3月31日㈫までです。まだ申請がお済みでない方は、お早めに申請書類を提出してください。

また、制度に関するご不明な点等がございましたら、政策企画課へお問い合わせください。

詳しくは、湯浅町ホームページ及び広報ゆあさ 11月号にも掲載していますのでご覧ください。

## 【条件】 湯浅町は所得制限なし !!

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻または  
パートナーシップ宣誓した方
- ②湯浅町に住所を有し、双方ともに39歳以下の方



▲湯浅町  
ホームページ



▲広報ゆあさ  
11月号

## 【補助対象】

新婚生活をはじめる費用（新改築、家賃、引越し等）のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用

## 【補助金】

- 婚姻またはパートナーシップ宣誓日の年齢が双方ともに39歳以下：上限30万円
- 婚姻またはパートナーシップ宣誓日の年齢が双方ともに29歳以下：上限60万円

※4月1日以降の結婚・パートナーシップにおける新生活支援事業補助金の条件等詳細については、改めて広報紙で周知します。

もうダウンロードしましたか？



防災アプリ  
**ゆあさポート**



ゆあさポートで『いつでも』『どこでも』  
防災情報を確認できます！

二次元コードを読み取って  
今すぐダウンロード！



▲ android



▲ ios

ガラケーをお使いの方  
register@k.yuasa.mate.ne.jp  
に空メールを送ると  
登録されます。

ゆあさポートをダウンロードできない方  
防災行政無線の放送を受信できる  
戸別受信機の無償貸与

申請受付中



対象世帯

- 75歳以上のみで構成される世帯
- 要支援、要介護の認定を受けている方がいる世帯
- 身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる世帯 等

問 総務課 地域防災係 ⑯番窓口 TEL64-1108

広告

町収入の一部とするため有料広告を掲載しています